

平成24年第2回印西地区消防組合議会臨時会

○議事日程（第1号）

平成24年6月22日（金曜日）午前10時00分開会

- | | | |
|-----|---|---------------------------------------|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 | 4 | 議案第1号 印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 | 5 | 議案第2号 財産の取得について |
| 日程第 | 6 | 議案第3号 財産の取得について |
| 日程第 | 7 | 報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告について |

○出席議員（9名）

1番	鈴木泰彦
2番	石井恵子
3番	酢崎義行
4番	山田喜代子
5番	板橋睦
7番	小金谷恒久
8番	松本多一郎
9番	長谷川則夫
10番	齋藤光彦

○欠席議員（1名）

6番	岩井一郎
----	------

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	山崎山洋
副管理者	伊澤史夫
会計管理者	小川新一
消防長	秋谷政巳
消防本部次長 兼警防課長 事務取扱	石井満
総務課長	須藤達也
予防課長	中澤厚元
通信指令室 主幹	木間峰高
印西消防署長	綿貫茂
印西西署長	浅野富夫
白井消防署長	後藤朝夫
西白井署長	伊藤実
印旛消防署長	後藤良一

○議会事務局出席職員氏名

書記長	石戸等
書記	阿部啓一
書記	井原基之

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（齋藤光彦） ただいまから平成24年第2回印西地区消防組合議会臨時会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（齋藤光彦） 本日の議事日程については、お手元に配付したとおりです。ご了承願います。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（齋藤光彦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、
1番 鈴木泰彦 議員
2番 石井恵子 議員
を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（齋藤光彦） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声多数）
○議長（齋藤光彦） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（齋藤光彦） 日程第3、諸般の報告を行います。
本日管理者から議案の送付があり、これを受理しましたので、ご報告します。
次に、今臨時会の説明員の出席要求を行ったところ、出席通知のありました者の職、氏名の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。
次に、平成24年第1回定例会の会議録をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。
次に、平成24年5月末の消防活動状況の報告があり、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（齋藤光彦） 日程第4、議案第1号 印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定
についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（山崎山洋） 皆さんおはようございます。本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、議案第1号についてご説明いたします。

本案は、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令が公布され、新たに炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が消防法の危険物に追加されたことに伴い、経過措置を講ずるため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、消防長より説明をいたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（齋藤光彦） 消防長。

○消防長（秋谷政巳） それでは、議案第1号について補足の説明をさせていただきます。議案及び審議資料の1ページから3ページをあわせてごらんください。

本案は、危険物の規制に関する政令の一部改正により、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が消防法上の危険物に追加されたことに伴い、新たに指定数量の5分の1以上、指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱う場所となるものに関し、所要の経過措置を定めるものでございます。

なお、改正形式ですが、国からの通知によりまして、当該条例の制定当時の附則に追加するものでございます。

改正内容ですが、第3項で規定する内容は、新規対象に限り、危険物を取り扱う配管の技術基準を満たすものについては、当該危険物を貯蔵し、または取り扱う場所が一定の基準に適合していない場合でも、配管が十分な強度を有し、かつ漏れない構造であること。施行日において、届け出の量を超えないことの2つの要件を満たした場合は、適用しないとするものでございます。

第4項は、危険物を収納する内装容器等への表示義務については、平成25年12月31日まで適用しないとするものでございます。

第5項は、危険物を貯蔵し、または取り扱う場所等の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準、危険物を屋内及びタンクにおいて貯蔵し、または取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、施行日において、届け出の量を超えない場合は平成25年6月30日まで適用しないものとするものでございます。

第6項は、新たに指定数量の5分の1以上、個人の住宅では2分の1以上の危険物を貯蔵し、または取り扱うこととなる者は、平成24年12月31日までに、その旨を区域を所管する消防署長に届け出なければならないとするものでございます。

以上の4点を制定当時の附則に追加するため、附則中第3項の罰則に関する経過規定を第7項とし、第2項の次に加えるものでございます。

また、この炭酸ナトリウム過酸化水素付加物につきましては、主に漂白剤や洗浄、除菌剤などの原料に使用されている固形状のものでございます。

なお、当消防組合管内につきましては、今のところ事業所で貯蔵、取り扱っているところはございませ

んが、個人での貯蔵、取り扱いについて把握ができていないことから、当消防組合ホームページ、消防広報紙及び関係市の広報紙を活用し周知していきたいと、このように考えております。

議案に戻りまして、附則といたしましては、この条例は平成24年7月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤光彦） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 質問します。

今のご説明の中で漂白剤の固形という形になっていて、市内には該当しないということで、個人のものについては把握されていないということですが、ホームページ、これはわかりますけれども、広報で知らせるといのは、具体的にどう知らせるかというのをもう既にお考えなのかどうか、その点をお伺いします。

そして、これ市には事業所には該当しないということなのですが、そもそも国がこういう通知をするということなのですが、何を根拠にこういう通知があったのか。それを把握されているのか。何か事件があってこういうことがあったのか。ちょっとその点について把握されているのでしたらお答えいただきたいと思います。実際に該当しなくても、これから事業所が使用する可能性があると思いますけれども、そのときの対応はどうされようと計画されているのでしょうか、この点について伺います。

○議長（齋藤光彦） 予防課長。

○予防課長（中澤厚元） ただいまの件についてお答えさせていただきます。

まず、1つ目のどのように広報していくかということにつきましては、1つは、先ほどおっしゃったとおりホームページ、当組合の消防本部のホームページで周知をさせたいと。それと、消防だより、消防組合で発行しています消防機関紙がありますので、そこに掲載させていただくということと、それと関係市の広報紙も活用して周知をしていきたいというふうに今準備をしているところでございます。

続きまして、この炭酸ナトリウム過酸化水素付加物について何か問題があったかということなのですが、国のほうに確認したところ事故はないというような見解がございました。

それと、どうしてこれが指定されたかと、追加されたかということなのですが、平成22年度に総務省で開催されました火災危険性を有するおそれがある物質等に関する調査検討会というものが行われまして、そこで一定の流通量と危険確認試験を行いまして、そこにおいて火災危険を有すると判断されたもので、追加されたというふうに確認をしております。

それと、今後の対応、事故があったときの対応ということですが、これにつきましても今後継続的に事故のないように普及啓発活動として、広報活動を続けてやっていきたいと考えております。

以上でご説明を終わりにいたします。

○議長（齋藤光彦） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 広報のことについてはですけども、関係市の広報というか、近隣のところとお互い

に情報交換しながら知らせるといことなのでしょうか。ちょっと具体的によくわからないものですから、その点についてもう一度確認したいと思います。

それと、国の根拠ですけれども、火災危険を有するというので、まだ実際に具体的に何か事故があったというわけではないですね。その検討会の中でそういう話が出て、実際にそういう事故があったからやったのか。それとも事前に危険性があるということでこれを制定したのか。ちょっとその点の確認をしたいと思います。その2点です。

○議長（齋藤光彦） 予防課長。

○予防課長（中澤厚元） お答えさせていただきます。

まず、関係市の広報については、こちらから情報を提供しまして、それを載せて、専門的なことになりますから、当消防組合のほうで作成して、広報紙のほうに随時掲載をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤光彦） もう一度、山田議員お願いします。

○4番（山田喜代子） 実際に事故があったからこういう結果になったのか。

○予防課長（中澤厚元） 実は今回なった経緯というのは、先ほどもご説明しましたとおり、流通量や危険物の試験を行って、その2つを国のほうが検討して危険物に指定したという形をとったというふうに確認をしております。

以上でございます。

○議長（齋藤光彦） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 結局事故が起こったということはなかったわけですね。試験をしたらこういうことが起こったので、事前に予防するという意味でこの通知ということで、その確認です。

○議長（齋藤光彦） 予防課長。

○予防課長（中澤厚元） お答えさせていただきます。

全くそのとおりでございます。事故があったというわけではなく、現にこのような形の試験を行って、その結果、危険物になったということでございます。

以上でご説明終了いたします。

○議長（齋藤光彦） よろしいですか。

○4番（山田喜代子） はい。

○議長（齋藤光彦） 1番、鈴木泰彦議員。

○1番（鈴木泰彦） 私のほうから1点だけ。今消火事故の事例がないというお話、今伺ったのですけれども、実際起きたときについて消火の方法、例えば水がいいのか、油がいいのか、泡がいいのか、いろんな形があらうかと思うのですけれども、その辺の危険物に指定されたよと、消火の方法というのは、今まで消火はないということなのですか。それだけです。

○議長（齋藤光彦） 予防課長。

○予防課長（中澤厚元） お答えさせていただきます。

消火方法といいますと、これについては第1類の危険物に指定をされております。第1類の危険物の消火方法としては、大量の水で冷却して分解温度を下げるということが必要となります。そのほかに粉末消

火器、乾燥砂を使用するということに消火をしていきます。

以上でご説明を終わります。

○議長（齋藤光彦） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

（「ありません」と言う人あり）

○議長（齋藤光彦） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（齋藤光彦） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（齋藤光彦） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤光彦） 日程第5、議案第2号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（山崎山洋） 議案第2号についてご説明いたします。

本案は、老朽化した白井消防署のはしご車を更新整備するため、地方自治法第96条第1項第8号及び印西地区消防組合において制定すべき条例のうち、印西市条例を準用する条例第2条の規定により準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札手続及び取得の概要の詳細につきましては、消防長から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（齋藤光彦） 消防長。

○消防長（秋谷政巳） 議案第2号について補足説明をさせていただきます。

初めに、入札手続についてご説明いたします。本件につきましては、事後審査型制限付一般競争入札により執行したものでございます。本年4月16日に入札等審査会を開催し、入札参加要件を決定いたしました。4月27日に入札の公告をしたところ、4社から入札参加の届け出がありました。5月28日、4社による入札を行った結果、東京都港区西新橋3丁目25番31号、株式会社モリタ東京営業部が1億1,900万円で落札候補者となり、事後審査の結果、資格要件に該当しておりましたので、同社より、消費税を含めました1億2,495万円で取得するものでございます。

次に、取得する財産の概要についてご説明いたします。お手元の審議資料の4ページをごらんください。平成4年度白井消防署に配置しましたはしご車は、車両及び資機材が老朽化し、また環境省が定めた自動車NO_x・PM法の20年間の使用期限となりますことから、平成25年3月18日までに車両の更新をするものでございます。取得する車両は、排ガス規制適合のディーゼルエンジンを搭載した消防自動車専用シャシ（8トン級）で、現在の車両より小回りがきき、はしごを自由に屈折伸縮でき、障害となる立ち木や電線を容易にクリアできること、地表面（GL）より低い場所へはしごをつけることができるなど、機動力にすぐれております。主たる装備品といたしましては、毎分1,900リットル以上の放水能力を持つ放水銃、充滿した煙を排除する加圧排煙機を整備し、バスケット部に備え活動することができます。管内情勢に見合う装備といたしましては、中高層集合住宅などの違法駐車対策として車両移動用のジャッキを備えております。納期につきましては、平成25年3月12日までとしております。

なお、審議資料の5ページにつきましては、開札調書を添付してございます。

以上で終わります。

○議長（齋藤光彦） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） これ臨時議会ということで、なぜこの時期の購入なのかについてご説明をお願いします。それと、これの財源の内訳ですね。それと、この説明の中に仕様の一般の（2）の中に乗車定員が6名とあります。これはちゃんと6名が確保されるのか。今までもちゃんと定員は確保されてきたのかを伺います。

それと、この落札率、これ99%。特に予定価格と全くぴったり日野自動車がありますけれども、今回100万の差で株式会社モリタが落札しましたけれども、この99%の落札率についてのちょっと考えをお伺いしたいと思います。

それと、今説明の中で違法駐車対策としてジャッキを備えている。つまり違法駐車があることによって消火活動に支障を来すということで、ジャッキで移動するということなのでしょうけれども、これは特にどの地域が多いのか。そこ把握されているのか。そして、今まで違法駐車対策をされてきたのか。これは町内会とか、そこの自治会とお話し合いだと思いますけれども、その点について内容を伺いたいと思います。

それと、審査会の要件、つまり資格要件に合致したとありますけれども、その資格要件というのはどういう条件なのかもあわせて伺います。

○議長（齋藤光彦） 次長。

○消防本部次長（石井 満） まず、1点目ですが、なぜこの時期に上程されるのかというところではありますが、このたびの屈折はしご車については、県の補助金、補助事業として行っております。その関係で補助の採択、要するに内定がなければ事業着手ができないということから、この時期になったものでございます。

次に、乗車定員6名について要員確保はどうかというところでございますが、この車はトラックベ

ースでダブルキャブ、要するに2列のシートになっております。そういう関係で、もとの車はトラックです。通常ですとトラックは1列のシートなのですが、これ2列のシートになっております。ですから、3人3人の6人まで乗れますという乗車の定員です。これは車検上。実際車両の部隊については、救急車3人とか、あるいは消防自動車5人とかいうことで、それぞれ現状に合う要員を乗せていくということでございます。6人を乗せるというところではございません。

それから、落札率についてでございますが、今般一般競争入札で行いました4者が参加されまして、これは結果として99.2%の落札率でございますので、結果ということで理解しているところでございます。

違法駐車対策としてのジャッキを備えているけれども、この対策等についてということですが、はしご車、ただ道路を走るだけではなく、作業するときには安定を保つのに、要するに足というのでしょうか、車から横に自分の、要するにはしご車自体を支えるためのジャッキで安定させたりというのでスペースが必要になります。その関係ではしご車が使うと言われる中高層ビル等については常に巡回等行っています。その中でやはり駐車などがされると消防活動に支障が出るということで、町内会というか自治会のほうとも相談しながら違法駐車ないようにお願いしているところでありますが、やはりいざというとき、あったときに緊急的に移動するよというので、今回この対策の一つとしてジャッキを初めて導入いたしました。

それから、あと入札の資格要件についてであります。消防組合を構成する印西市と白井市の入札参加資格者であることが、まず1つございます。これをたびたび質問いただいております。要するに消防組合の場合は電子入札を行っておりません。それだけの量がありませんので。したがって、構成市は電子入札の関係で登録業者情報持っていますので、それを使わせていただいているということで、構成市の登録業者で、これ消防組合が読みかえて使わせていただいているところであります。

それで、物品の中の車両の登録業者、それからこの納入物品、車両について、保守とか点検、修理、これらのアフターサービスを求めに応じて速やかに提供できる業者である。あとはペナルティーが受けないとか、そういうところは一般的なものは同じでございますが、以上が入札の資格要件でございます。よろしくお願いたします。

○議長（齋藤光彦）　あと駐車場の何か、そういう問題ある地域を把握をしているか。

答弁漏れ指摘してください。何かありますか。

4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子）　答弁漏れが1件。財源内訳と、あと違法駐車対策として初めて今導入されたということですけども、実際に違法駐車している団地は特にここが多いとか、そういう把握は地域別にされているのか。それが答弁漏れです。要するに違法駐車対策としてジャッキを備えていると最初の答弁でおっしゃって、そのときに違法駐車が多いのは、本当にどこの団地も困っているところだと思いますけれども、そういう地域を消防として把握されているのかどうか。

○議長（齋藤光彦）　消防長。

○消防長（秋谷政巳）　では、私のほうから、違法駐車対策の関係についてお答えさせていただきます。

消防につきましては、火災についてはどういう条件で出るか全くわかりません。今回の提案の関係のジャッキの関係については、例えばあった場合、速やかに移動させるというためのものでございますので、

どこの自治会がどうだこうだという話については、私ども把握しているところでございませぬけれども、こういうものを整備したからということは消防だよりの中で十分その辺は周知していきたいと、このように考えております。

○議長（齋藤光彦） 次長。

○消防本部次長（石井 満） 財源内訳でございませぬが、今回の購入価格1億2,495万円、これに対しまして、補助金が1,228万3,000円。それから、補助金を除いた、おおむね90%起債を予定しております。この額が1億1,400万円。残りが一般財源という予定でございませぬ。失礼しました。1億140万円が起債の見込額であります。

それから、先ほどこのジャッキ初めてというふうに申し上げましたが、申しわけございませぬ。救助工作車に1セットですか、やってありますので、これが2回目でございます。訂正をさせていただきます。

以上です。

○議長（齋藤光彦） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 今の財源の内訳のことなのですけれども、1億140万円が起債ですか。これはこの議案2号のことだけですか。その確認、もう一度したいのですけれども。

○議長（齋藤光彦） 次長。

○消防本部次長（石井 満） 今申し上げたのは、はしご車の分でございます。

○議長（齋藤光彦） よろしいですか。4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） では、最後の質問なのですけれども、乗車定員6名のところ6名乗せるわけではなとおっしゃいましたけれども、つまり6名以下でも十分なのだということをおっしゃっているのかどうか。私がいつも定員のことを聞くのは、この消防組合の充足率が62.7%で、国や県の基準よりも低いということを非常に懸念しているわけであって、それを私は質問しているのですけれども、6人乗せるわけではないということで、実際に3人3人が十分に機能できるのだという数字だと私は思っていたのですけれども、その点について定員の考え方というか、その点をもう一度確認したいと思います。

それと、迷惑駐車、違法駐車のことなのですけれども、実は私、原山1丁目の賃貸住宅に住んでいるのですけれども、違法駐車対策のためと申してURのほうでステンレスポールと縁石を設置したのですね。それで、消防の車両の運行に支障を来すということで、山崎市長がURとかけ合っていたら、URの方と直接話をしたのですけれども、それが全然解決に至っていないという状況なのです。ですから、消防の立場でこういうステンレスのポール、これ賃貸住宅で700本立っています。それに縁石が非常に通行の妨げになると同時に車両の妨げにもなりますので、ぜひその点は消防としても把握していただき、URのほうに何らかの対応をしていただきたいと思いますと考えているのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○議長（齋藤光彦） 消防長。

○消防長（秋谷政巳） 私のほうから違法駐車関係についてお答えさせていただきます。

議員申される内容については、各自治会等いろいろ問題があろうかと思っております。私どもは先ほど言ったようにすべてを把握しているわけではないというのが1点ございませぬので、これは議員ご指摘のように例えば消火活動、あと救助活動等に支障を来すものというふうに判断した場合につきましては、消防として

は、それなりに意見を述べていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（齋藤光彦） 次長。

○消防本部次長（石井 満） 屈折はしご車の乗車定員と、それから部隊要員の関係でございますが、乗車定員につきましては、あくまでもこれ車検上最大限乗れる人数であります。要するにこれが例えば要員が5名だとか4名だからとぎりぎりであった場合、その災害の状況によって招集をかけるとか、そういうので部隊増強とかございます。ですから、その車両の持っている性能というのでしょうか、キャビン、乗れるスペースについては最大限活用するというので、この乗車定員は6人という形で予定しているところでございます。部隊の要員については、やはり災害の規模に応じて、ある程度今あるマンパワーの業務でございますので、車両、要員を配分するなり、そういう形で最善の消防体制をとるよう対応しているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤光彦） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（齋藤光彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（齋藤光彦） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 財産の取得についてを採決します。

議案第2号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（齋藤光彦） 起立全員です。

したがって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤光彦） 日程第6、議案第3号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（山崎山洋） 議案第3号についてご説明いたします。

本案は、老朽化した白井消防署の高規格救急車を更新整備するため、地方自治法第96条第1項第8号及び印西地区消防組合において制定すべき条例のうち、印西市条例を準用する条例第2条の規定により準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札手続及び取得の概要の詳細につきましては、消防長から説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（齋藤光彦） 消防長。

○消防長（秋谷政巳） 議案第3号について補足説明をさせていただきます。

初めに、入札手続についてご説明いたします。本件につきましては、議案第2号と同様、事後審査型制限付一般競争入札により執行したものでございます。本年4月16日に入札審査会を開催し、入札参加要件を決定いたしました。4月27日に入札の公告をしたところ、2社から入札参加の届け出がありました。5月27日、2社による入札を行った結果、千葉市中央区登戸2丁目2番7号、千葉トヨタ自動車株式会社が3,185万円で落札候補者となり、事後審査の結果、資格要件に該当しておりましたので、同社より消費税を含めました3,344万2,500円で取得するものでございます。以上が入札手続の経緯でございます。

続きまして、取得財産の概要についてご説明いたします。お手元の審議資料の6ページをごらんください。本案は、平成16年度、白井消防署に配備した救急車が8年目を迎え、走行距離が13万8,000キロに達し、車両及び資機材の老朽化にあわせ、電装関係にふぐあいが発生していることから車両の更新をするものでございます。取得する車両は、高規格救急車専用シャシにガソリンエンジンを搭載し、悪路走行にすぐれた4輪駆動方式としております。主たる装備品といたしましては、緊急走行時、傷病者への振動を軽減する磁気浮上式の防振架台付ストレッチャーを初め、救命率を高めるため、救急救命士が医師の指示のもとで使用できる気道確保用資機材や除細動器、輸液用資機材を備えております。また、患者監視装置といたしまして、血液中の酸素濃度などの測定や心電図、血圧等の測定する機材も積載し、心電図等の患者情報は、医療機関にリアルタイムで伝えることができます。納期につきましては、平成25年3月12日までとしております。

なお、審議資料の7ページにつきましては、開札調書を添付してございます。

以上で説明を終わります。

○議長（齋藤光彦） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） この理由の老朽化というのは、事前に伺ったところ8年で10万キロというふうにおっしゃいました。これが2の主たる装備品の中のイですね。機材がアからキまでありますけれども、これは今までずっとこういう装備品が装備されていたのか。特に今回この部分だけは新たに導入したというのがあるのかどうか。それはどういう理由によるものなのかをちょっと伺いたいと思います。

それと、最後のキの救急搬送支援システム、これ信号を制御するというので、走っていると自動的に信号が変わってスムーズに通過できるというものだと思いますけれども、これは464号線だけであって、これからほかの道路にも適用するという考えはあるのかどうか。ちょっとその点について伺いたいと思います。

それと、またお伺いしますけれども、乗車定員の7名について、これも伺います。定員7名で、これよりも少なくとも火災とか、そういう状況によって、人数の少なかったりするのだということをおっしゃいましたけれども、その点について、もう一度伺いたいと思います。要するに車両に対していつも十分な人員配置がされているのかどうか。マンパワーといつもおっしゃいますけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤光彦） 次長。

○消防本部次長（石井 満） まず、ご質問1点目の老朽化に伴い8年で更新というところでございますが、車両と、それから装備資機材としてこの審議資料に掲げてございますが、装備している内容については、救急車ほぼ同じでございます。多少年数がたつと改良型という形にはなりますが、おおむね同じでございます。そういうことで車両も装備資機材もやはりこれ一刻を争う、命にかかわる業務に使っておりますので、途中故障してはいけない車でございます。念入りに点検整備しているところでありますが、そういうところから老朽化で、要するにメンテナンス、それから部品調達、そういう医療資機材も含めまして老朽化が進んでいるということから更新するものでございます。

ただし、ここで、すぐに廃車するわけではなく、1台は要するに故障とか車検とか、そのために代替車として使う、そういうふうな使い回しをしているところでございます。

2点目の救急搬送支援システムについてですが、これは救急車が緊急走行する際に、信号機を制御して交差点を優先的に通過させる現場急行を支援する、そういう仕組みであります。これは千葉県警察が全国に先駆けて平成16年3月から運用を開始いたしました。私どもが事業主体ではございません。対象となる道路は、日医大の千葉北総病院に通じる国道464号線を中心に、あと国道296号線、それから県道佐倉印西線にも設置されております。それで、このシステムについては、印西地区消防組合の救急車と、それから隣の佐倉消防の救急車、この2つの消防本部の救急車に信号をコントロールするセンサーを取りつけているわけであります。

なお、これはすべて警察が信号をキャッチしてコントロールしていると。それによってスムーズな救急搬送を達成しようという仕組みでございます。

次に、3点目の乗車定員の関係であります。救急車は7名、これも乗れる最大の限度人数であります。これは救急隊員3名と傷病者も含まれますので、軽症の場合ですと複数搬送します。そういうことから7名以上はこれは乗せることができませんが、そういうことで定員のものはなるべく最大枠を確保するようにしてございます。

以上であります。

（何事か言う人あり）

○消防本部次長（石井 満） 装備品については、今までと同じ内容です。

○議長（齋藤光彦） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） わかりました。今ある老朽化した車両は、そのまま代替車として使うということですが、すけれども、それ同じところに置いておくわけですね。そのスペースはしっかりとあるのでしょうか。その点について。

○議長（齋藤光彦） 次長。

○消防本部次長（石井 満） 常に代替車1台は確保してあります。要するに稼働車両が7署所で1台ずつですから7台、これは常時動いています。それに1台が代替車として備えていますので、今まで代替車で予備車としていたものを今度は廃棄処分にして、今使っていたものを代替車でやっていくと、そういうローテーションをとっております。

以上です。

○議長（齋藤光彦） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） ちょっと確認なのですが、この間皆さんと一緒に各消防署を回ったときに、印旛ですね、農協のところを借りているということで、実際に車両が屋根より出てしまっているところ、あれは印旛地域でしたよね。そこのところ違うかな。実際に十分に車両がいい状態の中で保管、保管というか、装備、整備というのですか、配置されているか。ちょっとその点について、車両が1台頭出てしまって、非常に雨ざらしになっている状況の中、新しくさらにその前のスペースにつくるというふうにおっしゃいましたけれども、やはりこれだけの高価な車両をこれからもいろんな地域で購入するのでしょうか、ちゃんとそれが安全性が確保されるのか。ちょっとその点について伺いたいと思います。

○議長（齋藤光彦） 消防長。

○消防長（秋谷政巳） お答えさせていただきます。

まず、議員さん申される内容につきましては、本桠分署の内容かと思っています。本桠分署につきましては、当初3月11日の大震災におきまして本桠分署自体が使えなくなってしまったということで、本桠支所の中で現在3階を間借りして、現行の消防体制というか消防業務を行っているような状況です。そのようなことから庁舎利用の中で、多分議員さんが見たときはまだ改修工事を行っていませんので、車両が一部出てしまっているというような状況だと思いますけれども、本年ここで工事を発注しましたので、車両について新たに本桠支所の中に車庫を建てますので、でき次第そこに車両を入れます。現在は雨ざらしというわけにいきませんので、本桠支所との話の中で、マイクロバスが入っていた箇所がございまして、そこに消防車両を入れさせていただくということを同意をいただいておりますので、先ほど言いましたように工事期間については来年の1月いっぱいというめどでありますけれども、その後につきましては、十分配置とか配分については現状の関係で適正な配置ができるというふうに判断しております。

以上です。

○議長（齋藤光彦） 1番、鈴木泰彦議員。

○1番（鈴木泰彦） 私のほうから1点だけ。印西市長も、それから白井市長も公用車については、ハイブリッドの車、環境に優しい、それ配慮されて、そういう選択されているのかもわからないのですが、先ほど8年間、13万キロ乗っているという話ですから、その辺はガソリンエンジンでなくてハイブリッドエンジンをなぜ使用できないのかお聞きします。

○議長（齋藤光彦） 次長。

○消防本部次長（石井 満） 環境に優しいハイブリッドの導入ということでございますが、一般の連絡車についてはハイブリッドを導入しております。ただし、救急車、あるいは消防車については、やはり現行ではそれに対応する車種がございませんので、一般のというか、これは消防のある程度検定を受けた車となりますので、対処車がないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤光彦） 1番、鈴木泰彦議員。

○1番（鈴木泰彦） 対応する車種が出てくれば十分検討するというところでよろしいでしょうか。

○議長（齋藤光彦） 次長。

○消防本部次長（石井 満） 検討させていただきます。

○議長（齋藤光彦） 3番、酢崎義行議員。

○3番(酢崎義行) 今回業者が2社ということで、金額にかなり開きがあって、片方が予定価格をかなりオーバーしていると。特殊な車なので、そんなに該当する業者がないというのは前から伺っているところなのですが、これが続きますと、やはり競争性という面の確保が非常に難しいのではないかと。いつも例えばここにある日産さんはやる気のない数字と申しますが、トヨタさんは割と真剣に見積もったような数字になっていますけれども、この競争性を確保する上やっぱり考えていかなければいけないと思うのですが、何か対応していますか。

○議長(齋藤光彦) 次長。

○消防本部次長(石井 満) ただいまご指摘のように参加が2社、それで実際額については開きがあるのが事実でございます。ただ、これにつきまして一般競争入札で、こちらからの指名ではなく参加を申し入れてきた業者で、特に救急車の場合、国産ではトヨタ、日産でございます、実質的には。そうなったときに、要するにメーカー同士ということになるので2社になってしまう。それから、この入札額については、ちょっと私どものほうではコメントできないところがございますので、よろしく願いいたします。

○議長(齋藤光彦) 3番、酢崎義行議員。

○3番(酢崎義行) 金額については、この予定価格は公表されるわけですね、まず1つ。

○議長(齋藤光彦) 次長。

○消防本部次長(石井 満) これ開札調書公表してございますので、その中に予定価格は記載してございます。

○議長(齋藤光彦) 3番、酢崎義行議員。

○3番(酢崎義行) そうしますと、先ほどの中にもあるのですが、予定価格をオーバーしたというのは、これは会社の意思でしようがないと思うのですね。昔はペナルティーとかありましたようですが、うちではこれでしかできませんという金額なので、参加しないというのと似たようなことになるかな。あるいは全員がオーバーした場合、また次の機会と申しますが、予定価格が変わる可能性もありますので、そういう意思表示なのかなとは思いますが、この一つの結果だけではなくて、毎回こういうことが続きますと、微妙なところで競争性が失われるのではないかと申すあたりの質問なのです。もう一度その辺についてお願いします。

○議長(齋藤光彦) 次長。

○消防本部次長(石井 満) 申しわけございません。予定価格の公表というのは、入札の後にですので、入札当時は予定価格は示してございません。訂正させていただきます。

○議長(齋藤光彦) 消防長。

○消防長(秋谷政巳) お答えします。

酢崎議員さんのほうからのご指摘事項につきましては、私ども今回の入札、前回の入札も2社しか来なかったと。一つまた今回入札した場合、逆に業者が来なかった場合どうするのかというのが、補助金の関係でございますので県とお話をしてございます。一般競争入札は、必ず競争性、透明性の関係からやってくださいと。ただしながら、来ない場合につきましては、それは随意契約でもやむを得ないというふうな判断で県からはいただいております。今後どうしたら入札に参加できるかということにつきましては、当消防組合ではなかなか答えづらいのですけれども、一般競争入札をそのまま執行していかざるを得ないとい

う判断をしております。

以上です。

○議長（齋藤光彦） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（齋藤光彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（齋藤光彦） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 財産の取得についてを採決します。

議案第3号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（齋藤光彦） 起立全員です。

したがって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

◎報告第1号の上程、報告、質疑

○議長（齋藤光彦） 日程第7、報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

管理者。

○管理者（山崎山洋） 報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明いたします。

本案は、平成24年第1回定例会で、繰越明許費のご承認をいただきました消防救急デジタル無線施設整備にかかわる7,410万7,000円を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

○議長（齋藤光彦） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） この財源内訳をちょっと計算してみたのですが、国、県が33.3%、地方債が26.3%、一般財源は40.3%、これ合計すると99.9になってしまうのですが、この財源の内訳、これからはずっとこういうことで続いていくのでしょうか。

○議長（齋藤光彦） 暫時休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時57分

○議長（齋藤光彦） 再開します。

答弁求めます。

総務課長。

○総務課長（須藤達也） 今の財源内訳の件について回答させていただきます。

今回の事業費ですが、財源内訳、国、県の支出ということで、これ国のほうですが、国の補助金としまして3分の1、事業費の3分の1ということになります。残りの部分につきまして地方債としていた部分で、一般財源分の2,990万円が第2回の補正のときに印西市に特別交付税として入った分と白井市から特別分担金としていただいた分がございまして、その特別分担金分を除いた分の地方債が26.3%になるということになります。

以上でございますが。

○議長（齋藤光彦） よろしいですか。

4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 今説明された2回の補正のときの白井と印西のそれぞれの財源が違っていているという、この地方債の分が、それを除いた分の26.3%がこの地方債の1,950万だということですね。

○議長（齋藤光彦） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） 今山田議員おっしゃるとおりで、残っている分の26.3%が地方債ということになります。

○4番（山田喜代子） わかりました。

○議長（齋藤光彦） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（齋藤光彦） これで質疑を終わります。

以上で報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎閉会の宣告

○議長（齋藤光彦） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成24年第2回印西地区消防組合議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労さまでございました。

（午前11時00分）